

要指示医薬品制度に関する 法令を遵守しましょう

動物用医薬品には獣医師の処方せん・指示書がなければ入手できない「要指示医薬品」があります。これらは間違った使い方をする
と、副作用が出たり、動物の病原菌に耐性を生じやすいために、使用の際に獣医師の専門的知識と技術が必要とされるものとして、農林水産大臣が指定したものです。

食の安全性に対する消費者等の意識の高まりや、無診察による指示書交付等違法行為の疑いがあるなど、獣医師のみならず、この制度全体に対する信頼を損ねる事態が生じています。

従来より県で実施してきましたが、国(農林水産省)においても、動物用医薬品販売業者等(農家及び獣医療施設を含む)に対しても立入検査を行うとされました。

(平成15年12月8日通知)

違法行為があった場合には、

獣医師や販売業者の公表や刑事告発の実施

動物用医薬品販売業者の管理者の変更命令(薬事法第73条)

業務停止又は許可の取り消し(薬事法第75条)

獣医師の業務停止又は免許の取り消し(獣医師法第8条)

が行われます。

使用農家にあっては、

抗菌性物質等の要指示医薬品の適正使用をお願いします。

法令遵守のために、

- ・動物用医薬品や配合飼料に含有する飼料添加物の必要事項を記載してください。
- ・診療獣医師の指示に従い、指示のとおり使用した事を保存、記載する事が必要です。

(動物用医薬品の使用に関する省令、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)

記載例は裏面に載せておりますので参考にして下さい。

飛騨家畜保健衛生所

(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

動物用医薬品等の使用帳簿の記載例

使用(投薬)年月日	使用場所	動物の種類・特徴	医薬品名称	用法・用量	出荷できる年月日
H15.4.1 ～ 4.2	搾乳舎	乳牛 耳標 11992-	注「 」	4/1 5mg/体重 kg 4/2 "	H15.4.17

- ・ 獣医師は、診療簿に上記事項を記載することで帳簿への記載に代えることが可能です。
- ・ 動物の所有者または管理者は、獣医師の発行した指示書に上記事項が記載され、指示とおり使用したことを記入し保存することで、記載に代える事が可能です。
(動物用医薬品の使用に関する省令)

飼料給与に係る帳簿の記載例

使用した家畜等：乳牛

使用年月日	使用場所	飼料の名称	使用量	譲り受けた年月日	譲り受け先
H15.4.1	畜舎	配合飼料 ビーフ	80kg	H15.3.15	商店
	A,B 畜舎	配合飼料カーフ	120kg	"	"
	a 群	稲わら	20kg	"	自家産
	b 群	混合飼料	3 kg	H15.3.20	(株)(試供品)
H15.4.2	A 畜舎	配合飼料 ビーフ	80kg	H15.3.15	商店
	a 群	配合飼料カーフ	50kg	"	"
	A,B 畜舎, a	稲わら	40kg	"	自家産
・ ・ ・					
H15.4.30	b 群	配合飼料 ビーフ	50kg	H15.4.15	農協

- ・ 販売伝票や飼料袋の表示と Lot 番号を切り抜いたものなどをノートに貼り付け、その他必要な事項を記入することも可能です。
- ・ 自給飼料の場合もその旨を記入してください。

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)